豊川市市民協働推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊川市まちづくり振興事業実施要綱(平成18年10月16日施行)に基づき市民の連携強化を図るとともに市民協働のまちづくりの推進を図るための事業を実施する場合に必要となる経費の一部を補助するため、市の予算の範囲内において交付する豊川市市民協働推進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 市民活動団体 ボランティア・市民活動団体等の登録に関する規則(平成24年 豊川市規則第5号)第5条の規定により市長が登録の承認をし、登録された団体を いう。
 - (2) 地縁組織 連区、町内会及びそれらを基盤とする組織をいう。
 - (3) 学校等 小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、幼稚園、養護学校及び専門 学校をいう。
 - (4) 企業 営利を目的とする事業を行う法人又は個人をいう。
 - (5)協働 共通の目的に対し、対等な立場で協力しながら、市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政が相互の社会資源(資金、財産、人材、知識、技術等まちづくりの事業を実施するために必要な資源をいう。)を提供し合うことをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市民活動団体
 - (2) 地縁組織
 - (3) 市民活動団体や地縁組織と学校等、企業、行政などが複数で構成する団体 (補助対象の事業等)
- 第4条 補助金の交付の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が、市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政のいずれか又は複数と協働して当該年度に市内で行う次に掲げる事業とし、補助対象者当たり、1年度につき1事業とする。なお、同一事業について、連続して3年間まで対象とすることができるものとする。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
 - (2) 社会教育の推進を図る事業
 - (3) まちづくりの推進を図る事業

- (4) 観光の振興を図る事業
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7) 環境の保全を図る事業
- (8) 災害救援事業
- (9) 地域安全事業
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (11) 国際協力を行う事業
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (13) 子どもの健全育成を図る事業
- (14) 情報化社会の発展を図る事業
- (15) 科学技術の振興を図る事業
- (16) 経済活動の活性化を図る事業
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- (18) 消費者の保護を図る事業
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助 の活動事業
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずるものとして市長が認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としないものと する。
- (1) 主たる事業効果が本市の区域外で生じる事業
- (2) 他に市からの補助又は助成が実施されている、又はされる事業
- (3) 信者・信徒が主催する寺社祭礼等の宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的な活動に関する事業
- (5) 営利を目的とした活動に関する事業
- (6) 行政とのみ協働し、実施する事業

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の遂行に 要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額については、次のとおりとし、1年度につき20万円を限度とする。 この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数 を切り捨てるものとする。
 - (1) 1年度目 当該年度の補助対象経費の5分の3に相当する額
 - (2) 2年度目 当該年度の補助対象経費の5分の2に相当する額
 - (3) 3年度目 当該年度の補助対象経費の5分の1に相当する額
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、本補助金と本補助金以外の補助金及び当

該補助事業によって生じた収入の合計が、事業費を上回らない額とする。

(補助事業の募集)

第7条 市長は、期間を定めて補助事業を募集するものとする。

(企画書の提出)

第8条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体等(以下「応募団体等」という。)は、豊川市市民協働推進事業補助事業企画書(様式第1号)を市長が指定する期日までに、市長へ提出しなければならない。

(企画書の審査等)

- 第9条 企画書の審査は、豊川市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)が行う ものとする。
- 2 委員会は、別に定める審査基準に基づいて審査を行うものとする。
- 3 応募団体等は、必要に応じ、事業の内容、実施に伴う効果その他必要な事項を公開 で行われる委員会において説明しなければならない。

(審査結果の通知)

- 第10条 委員会は企画書の審査結果を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の審査結果をもとに補助対象事業の採択を行い、その結果を当該応募 団体等に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の規定による通知を受けた応募団体等は、市長が指定する期日までに、 豊川市市民協働推進事業補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して市 長に提出しなければならない。この場合において、複数年にわたって申請しようとす る場合は、毎年度提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市市民協働推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(補助事業の内容の変更)

- 第13条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。) は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ豊川市市民協働推進事業 補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければなら ない。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、交付決定の 内容を変更し、又は変更した決定の内容に条件を付すことができる。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定の内容を変更し、又は変更した決定の内容に条件を付したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第12条 第1項の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、市 長に届け出なければならない。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊川市市 民協働推進事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添付して市長に提出 しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後、とよかわボランティア・市民活動センター に、当センターが発行する、とよかわボランティア・市民活動センターだよりに補助 事業の実施内容を掲載するための情報提供を行うものとする。
- 3 補助事業者及び協働相手は、補助事業が完了する前に、市が実施する協働意識を高めるための講座を受講しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市市民協働推進事業補助金確定通知書 (様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第17条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、市長が指定する期日までに、豊川 市市民協働推進事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。 (交付の決定の取消し)
- 第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2)補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市市民協働推進 事業補助金取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。 (補助金の普及啓発)
- 第19条 補助事業者は、補助事業の実施又は市が行う啓発活動を通じて、補助金について広く市民に周知するよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、市長が定める。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附則
- この要綱は、平成27年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年12月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市市民協働推進事業補助金交付要綱の規 定に基づいて作成されている企画書(様式第1号)その他の用紙は、改正後の豊 川市市民協働推進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用する ことができる。

別表 (第5条関係)

1 補助対象経費区分

区分	項目
報償費	講師・専門家等への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料等(火災、地震等の家屋にかかるものは除
	< ∘)
委託料	専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等のレンタル・リース料等
原材料費	セメント、砂利、鋼材、木材等の資材
備品購入費	3万円以上で反復使用に耐えるものの購入費(ただし、事業に不
	可欠とされるもの)
その他経費	その他市長が認める経費

2 補助対象外経費

次に掲げるものは、上記1にかかわらず原則補助対象経費としない

- (1) 補助対象団体及び協働する者の運営に関する事務費等の経常的な経費
- (2)補助対象団体及び協働する者の構成員に対する人件費、謝礼、交通費、宿泊費及 び食糧費(お茶を除く)
- (3) 協働する者が企業の場合、その企業から購入する物品等に係る経費
- (4) 食糧費に類する経費のうち親睦にかかる経費
- (5) 記念品等の購入経費
- (6) 領収書等により、補助対象者が支払ったことが明確にできない経費
- (7) その他市長が適切でないと認めた経費

様式第1号(第8条関係)

豊川市市民協働推進事業補助事業企画書

年 月 日

豊川市長 殿

団体名申請者 所在地

代表者名

下記のとおり事業を企画したので、提出します。

記

事業の名称							
補助事業の区分							
協働相手							
実施予定期間	年	月	日から	年	月	日まで	
補助対象経費の額					円		

添付書類

- 1 団体概要説明書(別紙1)
- 2 事業計画書(別紙2)
- 3 収支予算書(別紙3)
- 4 規約、会則その他これらに準ずるもの

団体概要説明書

名称				
\=\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
連絡先				
住所				
氏名				
電話番号				
FAX 番号				
Eメールアドレス				
設立年月日				
W-171	年	月	日	
構成員数				
			名	
活動の目的				
主な活動内容				
<u> </u>				
年間予算額			ш	
			円	

事業計画書

<u> </u>	事業目的	(なぜこの事業が必要か、どのような効果があるかなど記入してください。)
事	実 施 場 所	
業		
内	概要	
容		
		(補助金申請団体の役割及びその説明を記入してください。)
Ã.	设割分担	(協働相手の役割及びその説明を記入してください。)
	事業実施 スケジュール	
事業	期待する事業成果	(実施することで、どのような効果を期待するかなどを記入してください。)
効果	今後の展望	(今後、事業をどのようにしていこうと考えているか記入してください。)

収支予算書

収入

	区分	金額	内 訳
豊川市市民協働推進事業補助金		円	
自		円	
自主財源		円	
源		円	
	合 計	円	

支出

ХШ	区分	金額	内 訳
	報償費 (謝礼等)	円	
	旅費	円	
	需用費	円	
対	役務費	円	
象経	委託料	円	
世費	使用料及び賃借料	円	
	原材料費	円	
	備品購入費	円	
	その他経費	円	
	小 計 (A)	円	※豊川市市民協働推進事業補助事業
	,1, hi (11)	1 1	企画書の補助対象経費の額と同額
対		円	
象		円	
外		円	
経		円	
費		円	
	小 計 (B)	円	
	合 計 (A+B)	円	

様式第2号(第11条関係)

豊川市市民協働推進事業補助金交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

団体名

申請者 所在地

代表者名

下記のとおり事業を実施したいので、年度豊川市市民協働推進事業補助金 を交付してください。

記

交付申請額							
交付申請額の算出基础	*						
事業の名称							
補助事業の区分							
協働相手							
実施予定期間	左	П	ロみぐ	左	П	ロナベ	
	年	月	日から	年	月	日まで	

添付文書

- 1 事業計画書(別紙2)
- 2 収支予算書(別紙3)

様式第3号(第12条関係)

豊川市市民協働推進事業補助金交付決定通知書

豊市協国指令第号

団体名所在地代表者名

様

年 月 日付で申請のありました豊川市市民協働推進事業補助金について、 下記のとおり交付します。

年 月 日

豊川市長

印

記

交付決定額 金

円

交付の条件

- 1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助金を補助事業以外の目的、用途に使用しないこと。

豊川市市民協働推進事業補助金変更承認申請書

豊川市長 殿

団体名

申請団体 所在地

代表者名

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた、豊川市市 民協働推進事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認してく ださい。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

豊川市市民協働推進事業補助金実績報告書

年 月 日

豊川市長 殿

団体名申請団体 所在地代表者名

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった豊川市市民協働推 進事業補助金について、下記のとおり実施しました。

記

交付決定額							
精算額							
事業実施期間	_		_ , ,			- 2	
	年	月	日から	年	月	日まで	

添付文書

- 1 事業報告書(別紙4)
- 2 収支精算書(別紙5)
- 3 領収書又は請求書の写し
- 4 協働事業ふり返りシート
- 5 その他必要と認められる書類

事業報告書

	実 施 場 所	
事業		
木内	概要	
容	J 1991	
		(補助金申請団体の役割及びその説明を記入してください。)
3		(協働相手の役割及びその説明を記入してください。)
15	受割分担	(励関性子の反前及いての説明を記入して、たさい。)
	事業実施	
	スケジュール	
		(実施したことで、どのような効果が得られたかなどを記入してください。)
事	事業成果	
業		(実施した結果、今後、事業をどのようにしていこうと考えているか記入してく
効		ださい。)
果	今後の展望	

収支精算書

収入

	区 分	金額	内 訳
豊川市市民協働推進事業補助金		円	
自		円	
		円	
源		円	
	合 計	円	

支出

ХШ	区分	金額	内 訳
	報償費 (謝礼等)	円	
	旅費	円	
	需用費	円	
対	役務費	円	
象経	委託料	円	
世費	使用料及び賃借料	円	
	原材料費	円	
	備品購入費	円	
	その他経費	円	
	小 計 (A)	円	※豊川市市民協働推進事業補助金実
	,1, bl (11)	1.1	績報告書の精算額と同額
対		円	
象		円	
外		円	
経		円	
費		円	
	小 計 (B)	円	
	合 計 (A+B)	円	

豊川市市民協働推進事業補助金確定通知書

						豊市協国達第	号
				団 体 所 在 代表者	地		様
年 て、下記のと‡				た豊川市		推進事業補助金に	つい
年	F	月	日				
					豊川市	홋	印
			記				
14th A 1044	destà		^		ш		
補助金の確定	E額		金		円		

豊川市市民協働推進事業補助金交付請求書

年	月	日
---	---	---

豊川市長 殿

団体名

所 在 地

代表者名

年 月 日付 第 号で確定通知のありました豊川市市民協働 推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	
預金種別	口座番号
口座名義人 (フリガナ)	

豊川市市民協働推進事業補助金交付決定取消通知書

豊市協国指令第 号

団体名所在地代表者名

様

年 月 日付 第 号の豊川市市民協働推進事業補助金に係る交付決定については、下記のとおり取り消します。

年 月 日

豊川市長 印

記

取消しの内容

取消しの理由